





















TRAVEL

いい旅

Have a good trip!

友の会 ご入会案内

うちなーんちゅの旅窓
International Travel Service
国際旅行社

本社（那覇）098-864-5931
本社（法人）098-867-2121
八　重　山 0980-82-5931

国際旅行社

会員特典コースについて



1年満期	1口 5,000円コースなら	5,000円×12ヶ月	＋ 0.4ヶ月分のボーナス 2,000円	＝ 1年後の満期には 62,000円分
	1口 10,000円コースなら	10,000円×12ヶ月	＋ 0.5ヶ月分のボーナス 5,000円	＝ 1年後の満期には 125,000円分
2年満期	1口 5,000円コースなら	5,000円×24ヶ月	＋ 0.8ヶ月分のボーナス 4,000円	＝ 2年後の満期には 124,000円分
	1口 10,000円コースなら	10,000円×24ヶ月	＋ 1ヶ月分のボーナス 10,000円	＝ 2年後の満期には 250,000円分

入会手続きについて

① 申込書記入

② 通　帳
※右記取扱銀行より選択
- (1) 沖縄銀行
- (2) 琉球銀行
- (3) ゆうちょ銀行 ※1

③ 銀 行 印

※1.ゆうちょ銀行ご希望のお客様につきましては、弊社手続きとは別途、銀行窓口でも手続きが必要となります。予めご了承ください。



入会資格



旅行好きの方ならどなたでも入会可能

コース（お一人様あたり）	月々5,000円	月々10,000円
満期期限	1年	2年











引き落としについて

毎月10日

※10日が土曜・日曜・祝日にあたる日の場合、翌営業日の引落としとなります。予めご了承ください。

払戻及び途中脱会

※現金での払戻はできません。

やむを得ない事情により、途中脱会される場合は、当社発行の会員旅行券を進呈いたします。









国際旅行社いい旅友の会 会則

株式会社 国際旅行社（以下、当社）が、お客様との間で締結する前払式支払手段の販売契約（国際旅行社・いい旅友の会）は、この会則の定めるところによります。

第1条　名称等

名称は、国際旅行社・いい旅友の会（以下、本会）と称します。本会は沖縄県那覇市久茂地３丁目４番１０号YAKAビル２Ｆに所在の株式会社国際旅行社いい旅友の会事務局が運営いたします。

第2条　目的

本会は、当社をご愛顧くださるお客様により組織され、会員であるお客様と当社が提供する旅行サービス等をとおし、継続して良好な関係を築くことを目的とします。これを達成するため、本会は会員向けの特別な旅行プラン、旅行情報の提供、会員間の交流促進などの活動を行います。

第3条　いい旅友の会・会員の権利と義務

会員は、本会が定める会則に基づき、いい旅友の会・旅行券（以下、旅行券）が進呈されます。

コース名	満期	毎月の積立金	特典	満期時の旅行券額面	積立回数	払込方法
5,000円コース	1年満期	5,000円	2,000円	62,000円	12回	預金口座から自動振替 毎月10日
10,000円コース	1年満期	10,000円	5,000円	125,000円	12回	
5,000円コース	2年満期	5,000円	4,000円	124,000円	24回	
10,000円コース	2年満期	10,000円	10,000円	250,000円	24回	

※旅行券の有効期限は発行日から2年間とします。

第4条　会員特典行使の対象となる商品

国際旅行社が提供する旅行サービス全般（国内旅行、海外旅行、海外航空券・宿泊・レンタカー予約等）で旅行券を利用できます。

※特典行使対象外の商品　国内航空券　パスポート代理申請　査証申請にかかる費用等 旅行保険等

第5条　本会へのお申込みについて

1、本会へのお申込みは、株式会社国際旅行社本社または八重山営業所にて、いい旅友の会入会申込書の所定の事項を記入のうえ、申込むことができます。

2、本会では、お客様から提出されたいい旅友の会入会申込書の記載内容に不備がないことを確認し、いい旅友の会事務局が承諾し、初回のお支払いがお客様指定の口座から振替えられた時点で、本会への入会契約を受付けます（以下、会員）。

3、本会では、お申込みコースの積立期間を契約期間と定め、遅滞なく申込みコースの毎月の積立金のお支払いをもって会員とします。

4、入会後のコース変更および契約金額（満期時の旅行券額面）は変更できません。

第6条　クーリングオフ

1、お客様は、入会申込日を含めて8日以内（以下、「クーリングオフ期間」といいます）であれば、当該申込を撤回（解除）することができます。

2、クーリングオフを希望するお客様は、本会が定める様式に必要事項を記入し、クーリングオフ期間内に本会事務局に提出してください。ただし、クーリングオフ期間を過ぎている場合や本人確認ができない場合は受理できません。

3、クーリングオフは郵送でも行うことができます。その場合、前項の様式に必要事項を記入し、いい旅友の会申込書に記載した自署と同一の署名をした書面および本人確認書類の写しを同封して、本会事務局宛てに郵送してください。この場合、郵便の消印日が申込日を含めて8日以内であれば、クーリングオフが認められます。

第7条　積立方法について

1、毎月10日(10日が休業日の場合は翌営業日)に、預・貯金口座自動振替の方法により当社にお支払いいただきます。

2、入会時指定の預・貯金通帳に記帳された記録をもって積立金の領収書に代えさせていただきます。

第8条　積立金支払い遅延の場合の措置

1、当社は、お客様の指定した預貯金口座から、お支払日（毎月10日）に資金不足等の理由により振替ができない場合、次月のお支払日に前回未払いの積立金と合わせて振替させていただきます。

第9条　契約の解約

1、本会契約は、会員の申し出により解約できます。解約は原則として、株式会社国際旅行社本社（沖縄県那覇市久茂地3丁目4番10号 YAKAビル2F）または八重山営業所（沖縄県石垣市字石垣270-30）に来店し、本会が定める様式に記載することで行うことができます。

2、解約が積立期間満了前の場合、既に払い込みいただいた積立金に相当する旅行券をお渡しいたします。この旅行券は、解約を申し出た日から2年間有効です。

3、会員は、当社の責めに帰すべき事由により旅行券のお渡しができなくなった場合、本会契約を解約できます。

4、会員が次のいずれかに該当する場合、当社は会員に通知することで契約を解約することができます。

(ア) 会員が積立金の支払いを遅延し、メール等で催告後、指定された期間内にお支払いがない場合（3カ月連続で未引落しの場合、契約が解除されます）。

(イ) 1回目の積立金の支払いについて、本会の定めるお支払い日（毎月10日）より1カ月を超えた場合（翌月10日）。

(ウ) いい旅友の会入会申込書、その他の届出に虚偽の記載があった場合。

(エ) この会則のいずれかに違反した場合。

第10条　解約の効果

1、本会は、前条第1項により契約を解約した場合、来店時に旅行券を引き渡します。ただし、会員の解約時の事情を勘案し、即日旅行券をお引き渡しできない場合は、解約受付日から1カ月以内に郵送で旅行券をお引き渡しいたします。

2、本会は、前条第3項により契約が解除された場合、会員がそれまでに支払った積立金を現金でお支払いいたします。

第11条　契約期間と更新について

1、本会契約期間は、1回目の口座振替による支払日を基準として、お申込みされた本会特典申込コースの満期日までとします。

2、会員が、前項の期間が満了する日の1か月前から満了後の翌月の口座振替日までの間に、契約を解約する旨の書面による申入れを行わなかった場合、本契約は従前と同一の条件で更新されます。

3、会員は、前項の期間が満了する日の1か月前から満了後の翌月の口座振替日までの間に、本会特典申込コースを変更することができます。

第12条　本会の申込内容の変更（会員情報の変更）について

1、会員は、本会の申込内容に変更があった場合、本人確認の手続きを経て会員情報を変更することができます。申込みの際に記載された連絡先、住所、氏名、または指定口座などに変更があった場合は、すみやかに本会事務局までお申し出ください。

2、前項に基づく手続きを怠ったことにより、会員に不利益が生じた場合、本会事務局は一切の責任を負いません。

第13条　本会旅行券の取扱いについて

1、本会特典の旅行券は、会員本人以外も利用できます。ただし、会員本人の責めに帰すべき事由や紛失等により旅行券が利用された場合、本会事務局は一切の責任を負いません。

2、旅行券は当社で換金できません。また、譲渡等による換金もできません。

第14条　個人情報の保護と利用

1、本会申込時、その他手続き等で取得した個人情報に関して、会員は以下の各号に同意したものとします。

（ア）旅行券の利用に際し、旅行手続きのために利用すること。

（イ）宣伝広告物の送付および会員向けツアー商品のパンフレットを送付すること。

2、会員は、当社に対し、会員ご自身の個人情報の開示を求めることができます。開示請求により会員の個人情報に誤りがあることを確認した場合、第12条の手続きに従って、個人情報の訂正または削除を求めることができます。

3、会員は、当社に対し、宣伝広告物やパンフレット送付の中止を申し出ることができます。

第15条　会則の改正

この会則は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社からの変更事項を当社所定の方法により周知し、改正することがあります。改正及び周知後、お客様が引き続きお支払いを行ったり、旅行券を利用した場合、お客様は改正に同意したものとみなします。

2024年6月15日 現在